

大 津 市 情 報 公 開 ・ 個 人 情 報 保 護 審 査 会 答 申

(答 申 第 9 5 号)

令和7年2月5日

大津市情報公開・個人情報保護審査会

答 申

第1 審査会の結論

大津市長（以下「実施機関」という。）が、審査請求人に対して、令和5年8月25日付け大津市指令健保健第84号で行った公文書部分公開決定（以下「本件処分1」という。）及び令和5年10月27日付け大津市指令健保健第90号で行った公文書部分公開決定（以下「本件処分2」という。）のうち、「監視年」（以下「本件情報」という。）を非公開とした部分は、これを取り消し、本件情報を公開すべきである。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書公開請求

審査請求人は、大津市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対して次の公文書の公開を求める公文書公開請求（以下、2件をまとめて「本件公開請求」という。）を行った。

①令和5年8月8日 以下の公文書公開請求

「健康推進課が保有する監視台帳（健康増進法（受動喫煙対策））（令和5年4月17日付け大津市指令健保健第42号による部分公開決定の対象公文書より後のもの。）」

②令和5年10月12日 以下の公文書公開請求

「健康推進課が保有する監視台帳（健康増進法（受動喫煙対策））（令和5年8月8日以降のもの。）」

2 実施機関の決定

実施機関は、本件公開請求に係る公文書（以下「本件公文書」という。）について、本件公開請求にかかる特定の期間に作成された「監視台帳」を公文書として特定し、条例第11条第1項の規定により本件処分1及び本件処分2を行った。

3 審査請求

令和5年11月30日、審査請求人は、本件処分1及び本件処分2を不服として、行政不服審査法第2条の規定に基づき、審査請求を行ったものである。

第3 審査請求の趣旨

本件情報の公開を求めるものである。

第4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件情報を公開したとしても、通報者の当該施設の来訪日や法違反発見日等に関連しないため、他の情報と照合したとしても、個人識別情報とはなり得ないため、当該取締りに係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはなく、今後、望まない受動喫煙防止対策の事務をする上で、当該業務遂行に多大な影響が生じることは何ら懸念されない。

- 2 監視年は、請求のあった公文書の名称又は内容から明らかな情報である。
- 3 弁明書3(2)ア第5段落を否認。監視年を公開しても、個人や監視対象施設を特定する端緒とはなり得ない。

第5 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

- 1 監視台帳には、法人等又は事業を営む個人の受動喫煙対策に関する対応及びこれら施設に対する実施機関による指導・助言・勧告・命令等（健康増進法第31条・32条）、立入検査（同法38条）の情報、通報記録を始めとした違反に関する情報、が記載されている。
- 2 その中でも監視年月日については、通報者の当該施設の来訪日や違反発見等に関連する場合がある等、他の情報と照合することで個人識別情報となり得るため、通報の自重や当事者等が監視している事実を知るおそれがあり、公開すると当該取締りに係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、今後、望まない受動喫煙防止対策の事務をする上で、当業務遂行に多大な影響が生じることが懸念されると判断し非公開とした。
- 3 監視年月日のうち本件情報についても、個人や監視対象施設を特定する端緒となるため、同様に当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。
- 4 本件情報は、単なる元号ではなく有意の情報である。
- 5 審査請求人は、公文書公開請求を複数し本件情報が予測可能となることから、請求のあった公文書の名称又は内容から本件情報が明らかであるとしているが、公開・非公開の判断は公開請求者等の個別的事情により左右されるものではない。

第6 当審査会の判断理由

- 1 本件公開請求について
本件公開請求は、審査請求人が、実施機関が保有する特定の期間における監視台帳の公開を求めるものである。
- 2 本件審査請求に係る争点について
実施機関は、本件公文書のうち監視年の情報は、監視年月日として、市が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、また、他の情報と照合することにより、市が行う法令違反の取締り等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれその他当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため（条例第7条第6号ア該当）、非公開情報であると判断している。
一方、審査請求人は、監視年を公開したとしても、通報者の当該施設の来訪日や法違反発見日等に関連しないため、他の情報と照合したとしても、個人識別情報とはなり得ないため、当該取締りに係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはなく、今後、望まない受動喫煙防止対策の事務をする上で、当該業務遂行に多大な影響が生じること何ら懸念されないことや、監視年は、請求のあった公文書の名称又は内容から明らかな情報であることから、条例第7条第6号アに該当しない旨、主張している。

なお、本件情報を非公開としたこと以外に争いはない。

以上から、当審査会としては、本件処分のうち本件情報について、条例第7条第6号アに該当するか否かを争点と捉え、以下検討する。

3 条例第7条第6号ア該当性について

(1) 条例の規定と解釈

まず、条例第5条においては、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の公開を請求することができる。」と公文書公開請求権を何人にも認めている。条例第7条では、「実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。))のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。」と原則公開の基本的な考え方を示している。その例外として、同条第6号では、「市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非公開情報としている。そして、かかる例示として、アでは、「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」を規定している。ここでいう「おそれ」については、その程度は抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求されると解されるところである。

(2) 本件への当てはめ

事務局を通して実施機関に確認したところによると、実施機関が提出した「監視台帳」と題する対象公文書は、内部の「記録」という性格を持つものであつて、県に対して指導件数等を報告することにあるものの、監視台帳を基に集計等をし、その件数や内容等を積極的に広く一般に公開するものではないものであつた。この意味では、監視台帳は一定の独立性が認められる公文書ということができる。当該事情を踏まえた上で、当審査会が、本件公文書をインカメラ審理で見分したところ、監視年月日のうち監視年を公開することによって、何らかの事実の把握を困難にするおそれや、違法行為又は不当な行為を容易にするおそれということを認めることは難しいと判断できた。また、実施機関は、弁明書の中で、主に上記「第5実施機関の主張要旨」(とりわけ「3」の主張)のとおり弁明し、本件情報を公開することによって、個人や監視対象施設を特定する端緒となると主張するが、本件公文書の内容からして、本件情報を公開することによって、そのような事態が生じるとは言いがたい。この点、事務局を通して実施機関に弁明書に書かれていることの他、本件情報を公開することにより生ずる「おそれ」の法的保護に値する蓋然性に係る主張を再確認したところ、実施機関からは、保健所の法令違反の取締り等については、頻繁にあるものではなく、また、特に健康増進法に基づくものは、〇〇等に対するものが大半であることから、本件情報である監視年についても、個人や監視対象を特定する端緒となる旨の主張が追加されたが、この主張をもつても、本件情報を公開することにより生ずる「おそれ」について、あくまで抽象的な可能性にとどまる説明であつた点から、結局、法的保護に値する蓋然性を認定することは困難であつたものである。

以上の諸点を総合的に考慮し判断すると、本件情報を公開することによる「おそれ」につ

いては、抽象的な可能性を示す程度のものであり、法的保護に値する蓋然性までをも認めることはできないというべきであって、条例第7条第6号ア該当性を肯定することはできない。

したがって、本件情報を条例第7条第6号ア該当とし非公開とした実施機関の判断には、当該条文の解釈・適用に誤りがあると言わざるを得ない。

5 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があるから、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和5年12月26日	諮問書の受理
令和6年11月11日	大津市情報公開・個人情報保護審査会条例第11条の規定に基づく委員による調査手続
令和6年12月 2日	大津市情報公開・個人情報保護審査会条例第11条の規定に基づく委員による調査手続
令和6年12月26日	審議
令和7年 2月 5日	答申